在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
附則	附則
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち	この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表
二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。	第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施
	行する。
2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公	(新設)
館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第一	
三の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。	